

湖南広域行政組合パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湖南広域行政組合（以下「組合」という。）パブリック・コメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における市民等の行政参加の機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、市民参加型の公平で公正な開かれた組合行政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、組合行政の基本的な政策等を策定する過程において、案の段階で、その趣旨、内容等の必要な事項を市民等に広く公表し、市民等からの意見、情報および専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するとともに、それらの意見を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、管理者その他の執行機関をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 草津市、守山市、栗東市および野洲市（以下「関係市」という。）に住所を有する者
- (2) 関係市に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 関係市に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 関係市に存する学校に在籍する者
- (5) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(実施対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる組合の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等組合の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定または改定
- (2) 次に掲げる条例の制定または改廃
 - ア 組合の基本的な制度を定める条例
 - イ 広く市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関する条項を除く。）
 - ウ 市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - エ その他制定または改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響度を勘案して、パブリック・コメント手続を実施することが適当であると管理者が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものは、この限りでない。

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思決定前のできるだけ早い段階で、次に掲げる事項等を記載した資料を添付して当該政策等の案を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的および背景
- (2) 政策等の案の概要

2 実施機関は、前項各号に掲げるもののほか、併せて次に掲げる資料を公表するように努めなければならない。

- (1) 政策等の案を作成するに際して整理した実施機関の考え方および論点
- (2) 市民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料
(公表の予告)

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案および資料（以下「原案等」という。）を公表する前に、次に掲げる事項をあらかじめ関係市の広報紙または組合のホームページに掲載することにより、当該手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 原案等の入手方法
(公表の方法等)

第6条 第4条の規定による公表は、公表しようとする原案等を実施機関の事務所および主管課に備え付け、閲覧に供するとともに、組合のホームページに掲載することにより行う。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ次に掲げる方法を活用し、市民等が原案等の概要について、容易に入手できるように努めるものとする。

- (1) 関係市の広報紙および組合の広報紙への掲載
- (2) 報道機関等への発表
- (3) 印刷物の配布
- (4) その他実施機関が適当と認める方法
(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、市民等が原案等についての意見等を提出するために必要な期間を勘案し、原案等の公表の日から1か月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1か月未満とすることができる。

2 実施機関は、公表の際に、当該提出期限、提出方法等の要件を定め、明示しなければならない。

(意見等の提出方法)

第8条 原案等に対する意見等の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面による提出、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、住所および氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称および代表者氏名）ならびに連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 前項の規定により明らかにした情報等の公表を望まないものは、意見等の提出をするときに、その意思を表示するものとする。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要および提出された意見等に対する実施機関の考え方ならびに当該政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、湖南広域行政組合情報公開条例（平成14年湖南広域行政組合条例第9号）第6条に規定する非公開情報に該当するものについては、その全部または一部を公表しないことができる。

- 3 前項本文の規定による公表の方法は、第6条の規定を準用する。

（意思決定過程の特例）

第10条 附属機関等において、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合その他政策等の策定に関しこの要綱に規定する事項について他に特別の定めがある場合は、この要綱の規定は適用しない。

（一覧の作成等）

第11条 管理者は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、実施機関の事務所に備え付け、かつ、組合のホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 前項の案件の一覧は、第3条第1項の各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限および提出方法
- (4) 原案等の入手方法および問い合わせ先

- 3 第3条第2項の規定により、この要綱による手続によらないこととしたものについては、第1項の規定に準じてこれを公表する。この場合において、案件名、問い合わせ先およびこの要綱に定める手続によらないこととした理由を記載するものとする。

（細目）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に策定段階にある政策等で、市民等からの意見等を反映さ

せる機会を確保する手続を経たもの、または、早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。